



2025 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社タカトミー
代表者名 代表取締役社長 富山 彰夫
(コード番号 7867 東証プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 連結管理本部長 廣岡 勝史
(TEL 03-5654-1548)

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止） および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます）について、これを継続せず、その有効期間が満了する2025年6月26日開催予定の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本対応方針の非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第18条）を削除する予定であり、本定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本対応方針の非継続について

当社は、2007年6月26日開催の当社第56回定時株主総会決議に基づき本対応方針を導入し、直近では2022年6月22日開催の当社第71回定時株主総会において、その継続につき株主の皆様のご承認をいただきました。

昨今の取り巻く状況より、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為が行われる可能性は否定できませんが、このような中、当社は本対応方針導入後、中期経営計画の実行を通して経営基盤・コーポレートガバナンスの強化に取組み、着実な企業価値の向上に努めてまいりました。さらに、2024年5月には、創業100周年を機に「中長期経営戦略2030」としてPurpose（存在意義）、Business Vision 2030（経済価値の向上）、Sustainability Vision 2030（社会価値の向上）等を策定、実行することで一層の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化を図っております。

上記企業価値の向上に向けた取組みおよび買収防衛策をめぐる近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話の状況、経営環境の変化等を総合的に勘案し、本対応方針を継続せず、その有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって廃止することを取締役全員の賛成をもって決議いたしました。また、本定時株主総会の終結の時をもって会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社の支配に関する基本方針）を別紙のとおり改定することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は、本対応方針廃止後も、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に向けて取組みを進めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、併せて独立社外取締役等の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切な施策（いわゆる

る買収防衛策を含みます)を講じる所存です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本対応方針の非継続に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定(第18条)を削除するとともに、同規定以下の条数を繰り上げるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための対応方針)</u> <u>第18条 当会社は、当会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当会社の20%以上の株式等を取得する行為として株主総会決議において定めるものを行い、または行おうとする者に対する対応方針の導入、継続および廃止につき株主総会において承認決議を行うことができる。</u> <u>2. 当会社は、前項所定の対応方針に定めるところにより、以下の各号その他取締役会が適切と考える条件を付した新株予約権の無償割当てを、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、決定することができる。かかる株主総会の決議は、第16条第1項に定める方法による。</u> <u>①対応方針において定める者(以下「買収者等」という。)による権利行使は認められない旨の行使条件</u> <u>②当会社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u>	(削除)
<u>第19条～第43条</u> (条文省略)	<u>第18条～第42条</u> (内容は現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025年6月26日

定款変更の効力発生予定日 2025年6月26日

以上

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、2024年に迎えた創業100周年を機に、「アソビへ懸ける品質は、世界を健やかに、賑やかにできる。」をPurpose（存在意義）として掲げました。これは、大きく変化する時代の中で当社グループが昔も今もこれからも変わりなくステークホルダーに必要とされ続ける存在であるための根幹となるものです。そして、当社グループが提供する“アソビへ懸ける品質”とは、創業以来大切にしてきた安心・安全という「おもちゃ」における品質に加え、夢や希望、絆や感性、学びや成長を育む「アソビ」という体験を通して、人々が夢中になれる時間・空間を生み出しております。日本に限らず、世界に向けて私たちの「アソビ」を届けることで、世界を健やかに賑やかにしてまいります。

変化の速い外部環境の中で、この先どんなに「おもちゃ」のカタチや、「アソビ」のシカタが変わろうとも、当社グループの生み出した商品を手にした瞬間に感じる「確かさ」という品質こそが健やかで賑やかな世界を創るものと考えており、ひいてはこれらが当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

このPurposeを実現するための第一歩として、当社グループが2030年までになりたい姿として「Vision (Business Vision 2030/ Sustainability Vision 2030)」を定めました。

- ・Business Vision 2030（経済価値の向上）

高い品質とクリエイティブ性を持ち、世界中で愛される総合アソビメーカーに成長する。

- ・Sustainability Vision 2030（社会価値の向上）

アソビへ懸ける品質は、持続可能なウェルビーイング向上にグローバルで貢献できる。

当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には当社株式等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、株主の皆様や取締役会がその内容を検討し判断するために十分な情報と時間を提供することのないもの、買付条件等がその当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であるもの等、当社固有の企業価値の源泉が理解されることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくないことから、大規模買付行為により当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損される可能性も否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、Purposeに基づくVisionや戦略、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を向上させる者でなければならないと考えております。このようなことから、当社においては、これまで、当社の株式について大規模買付行為が行われる場合の対応方針である「当社株式の大規模買付行為等への対応方針」（以下「本対応方針」といいます）を導入していました。また、中期経営計画の実行を通して経営基盤・コーポレートガバナンスの強化に取り組むことで、着実な企業価値の向上に努めてまいりました。

一方で、上記企業価値の向上に向けた取り組みおよび買収防衛策をめぐる近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話の状況、経営環境の変化等を総合的に勘案し、本対応方針を継続せず、その有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって廃止することを取締役全員の賛成をもって決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針廃止後も、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に向けて取り組みを進めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、併せて独立社外取締役等の意見を尊重した上で、金融商品

取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切な施策（いわゆる買収防衛策を含みます）を講じる所存です。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

（1）「中長期経営戦略 2030」の推進による企業価値向上の取組み

「中長期経営戦略 2030」では、価値創造モデルを新たに構築し、年齢軸・地域軸を成長ドライバーに事業機会と事業規模の拡大を図り、それらを支えるコーポレート戦略を相互に連携させることで、2030年3月期に売上高3,000億円、営業利益率10%の達成を目指してまいります。

本戦略の実現に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に資するものであり、株主価値の最大化につながるものであると考えております。

（2）「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役9名のうち5名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリーコミッティ」および、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミッティ」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役および監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社および当社グループの内部統制状況を監視しております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記企業価値の向上に向けた取組みおよび買収防衛策をめぐる近時の動向や国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話の状況、経営環境の変化等を総合的に勘案し、2025年5月13日開催の当社取締役会において、本対応方針を継続せず、その有効期間が満了する第74回定時株主総会終結の時をもって廃止することを取締役全員の賛成をもって決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針廃止後も、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に向けて取組みを進めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、併せて独

立社外取締役等の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切な施策（いわゆる買収防衛策を含みます）を講じる所存です。

（４）上記特別な取組みおよび本対応方針についての取締役会の判断およびその理由

前記２（１）（２）に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に資する具体策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

前記２（３）に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上を目的として、これを毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為が行われる場合における、大規模買付行為に関する情報提供の要求および検討時間の確保、並びに金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策の実施等を定めるものであることから、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではありませんので、当該取組みも当社の基本方針に沿うものです。

以 上